

寄り添い支援チームにおける 保護者支援事業の実施について

**京都府家庭支援総合センター
寄り添い支援チーム**

寄り添い支援チームとは

- 平成25年度～ 家庭支援総合センターに設置
- 児童虐待やDV被害等で精神面や生活経験等、地域生活に不安を感じる者に、中長期的な視点で安定した生活を継続して営めるよう、関係機関との連携を図りながら支援を行う
- 支援内容
 - 1 虐待再発防止のための保護者支援・教育
 - 2 児童養護施設等退所者の自立生活支援
 - 3 里親関連
 - 4 DV被害者及び同伴児童への支援

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊娠婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊娠婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊娠婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊娠婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を發揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

令和5年度 寄り添い支援チーム実施の保護者支援事業 実施計画

		対象	概要	場所	日程	備考
グループプログラム	MY TREEペアレンツ・プログラム	未解決の傷つき体験などを背景に児童虐待(性的虐待は除く)にいたっている女性	1回2時間で学びのワークと自分のことを話す時間を積み重ね、保護者自身のセルフケアと問題解決力の回復を目指す。	宇治市産業会館	全13回 9月15日～12月22日まで毎週金曜日午前中	事前面接あり
	トリプルPグループセッション	しつけの方法が分からぬ等育児スキルがないために児童虐待にいたっているおおむね12歳までの子どもの保護者 (セッションは、スキルの実践を行うため、原則子どもとの交流がある者)	1回2時間で集中的に子育て技術を学び、家庭での実践及び振り返りまでを行う。	宇治市役所	全7回(5・6回目は個別相談) 6月23日～8月4日まで毎週金曜日	
				京都府丹後保健所	全7回(5・6回目は個別相談) 7月21日～9月1日まで原則金曜日	1・3回 目:集合 2・4・7回 目:ZOOM
	トリプルPセミナー		トリプルPの技術を簡潔に紹介し、家庭での実践につなげる。	家庭支援総合センター	8月28日(土)	
個別支援	寄り添いカウンセリング	児童虐待にいたっている保護者(特に児童相談所等関係機関との相談関係構築に課題を抱えている者)	1回90分のカウンセリング・心理教育により、保護者のケアや必要なスキルの習得を目指す。概ね15回で終了。	家庭支援総合センター 田辺総合庁舎 宇治市役所 綾部総合庁舎		空き状況 は別途確認

子ども虐待への対応

子どもの
自立

第三次防止 治療・回復ケア／調査・研究

第二次防止 介入・保護

第一次防止 予防・教育・啓発

理念：子どもの人権尊重

第一次防止(primary prevention)

虐待予防と早期発見 prevention

家庭、学校、保育所、保健所、民間・NPO等の地域活動による防止教育、啓発活動、電話相談など

第二次防止(secondary prevention)

虐待への介入、被虐待児の保護 intervention

児童相談所、福祉事務所、要保護児童対策協議会、裁判所、警察、弁護士による行政 司法措置を含む

第三次防止(tertiary prevention)

被虐待児への治療と家族の回復 treatment

⇒ **再虐待の防止**

児童相談所、家庭児童相談室、児童保護福祉施設、里親、カウンセリング機関、医療機関等における母子への治療的ケア 虐待する親の回復援助プログラム

調査・研究(research)

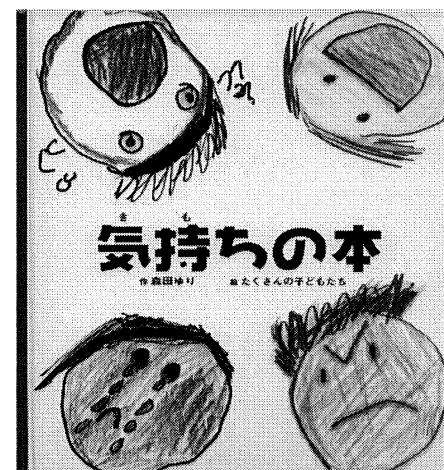
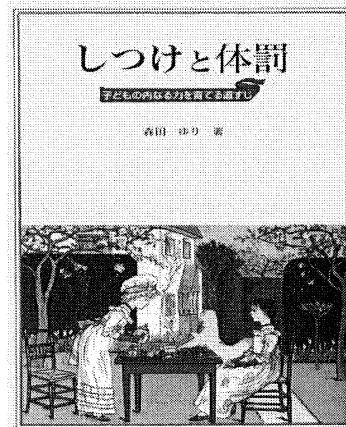
大学、政府、地方自治体、民間団体・NPO等によるリサーチ・プロジェクト

森田ゆり著「新・子どもの虐待」岩波ブックレットNo. 625より



MY TREEペアレンツ・プログラムについて

- 目的：セルフケアと問題解決力を回復することによって
子どもへの虐待行動を終止する
- 対象者：身体的、心理的虐待、ネグレクトをしている親（養育者）
(性的虐待者は除く)
- 内 容：約10名のグループセッション 13回（+同窓会）
個別での事前・中間・終了時の面接



子ども虐待とはこれまで人として尊重されなかつた痛みや悲しみを怒りの形で子どもに爆発させている行動です。

MY TREEペアレンツ・プログラムは、その感情、身体、理性、魂のすべてに働きかけるプログラムです。木や太陽や風や雲からも生命力の源をもらうという人間本来のごく自然な感覚を取り戻します。

さらに自分の苦しみに涙してくれる仲間がいるという、人とつながれることの喜びは、本来誰でもが内に持つ健康に生きる力を輝かせるのです。

(MY TREEリーフレットより)

MY TREEプログラムの特徴

- 心と身体への(ソマティック)アプローチ
→開発者が日本人(呼吸法や瞑想を取り入れている)
- 匿名での参加ー参加者同士つながらない
- 「学び」の時間と「本人の語り」の時間がある。
→価値判断しない本人の語りを大切にする
「学び」の部分で、本人が使える「スキル」も学ぶ
- 教育された「ファシリテーター」がグループ力を高める
→「自助グループ」との違い

プログラムのカリキュラム

プログラムの内容

<事前面接>個人面接

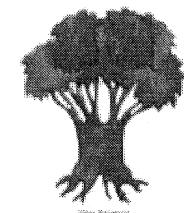
- 1 1安心な出会いの場:目的、約束事、瞑想ワーク
- 2 2安心な出会いの場:私の木、わたしの木
- 3 3わたしのエンパワメント
- 4 4怒りの仮面
- 5 5感情コントロールの方法
- 6 6体罰の6つの問題

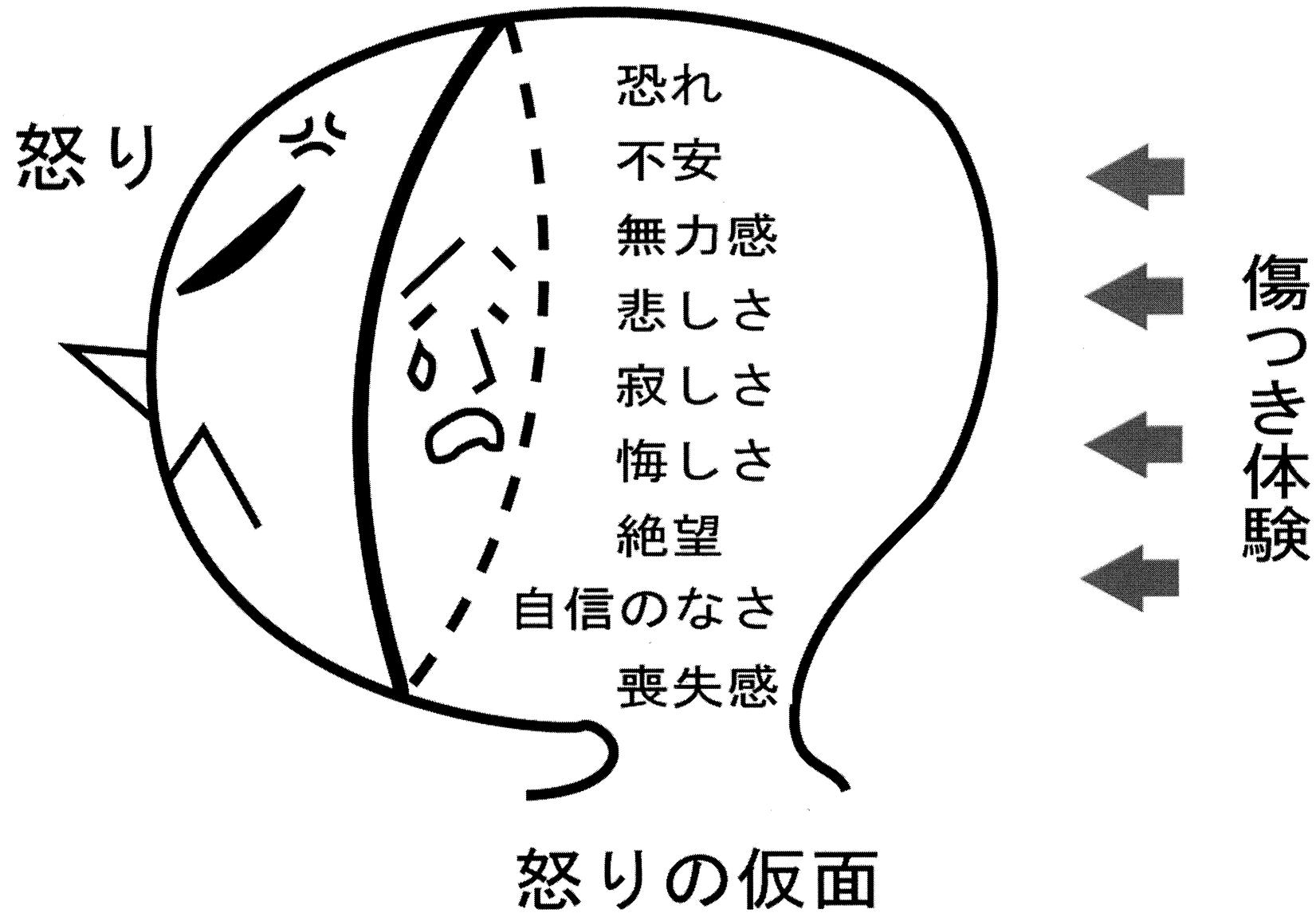
<中間面接>

- 7 7気持ちを聴く
- 8 8気持ちを語る
- 9 9自己肯定感:否定的ひとり言の掃除
- 10 10自分をほめる、子どもをほめる
- 11 11母親らしさ? 父親らしさ? 自分らしさ
- 12 12もっと楽なしつけの方法
- 13 13 MY TREE

<終了時面接>

同窓会





「虐待・親にもケアを」（森田ゆり編著 築地書館 2018年）

参加者のアンケートより

○参加したことの意味・得られたこと

- ・プラスの意味で「自分だけじゃない」と思えたこと。心の宝箱を得た。
- ・自分のことを話すことで、だれかのヒントになったり、逆もあって、自分の経験はムダじゃなかったのかもしれないと思えた。
- ・自分の気持ちの見つめ方がわかった。
- ・自分の怒りが何からきてるのかを考える事によって自分の気持ちを理解しようとする様になった。
- ・今まで自分の中になかった考え方、選択肢を得ることができた。



前向き子育てプログラム(トリプルP)について

➤目的：保護者が子育てのスキルを学ぶ。
→子どもに適切な関わりができ、虐待を終止させる
(児童虐待にいたっている保護者の中には、しつけの仕方が分
からないために不適切な関わりをしてしまい、それがエスカ
レートして虐待行動につながってしまう事例がある。)

➤対象者：子育てで困っていることのある、おおむね12歳までの子
どもの保護者

内 容：
①グループプログラム
　　4回のセッション+2回電話相談+まとめ
②セミナー
　　①の内容の一部を簡潔に紹介

前向き子育てプログラムの特徴

- ・「トリプルP」はオーストラリアで開発。
(3つのPは、Positive Parenting Programの頭文字)
 - ・認知行動療法が基盤にあるプログラム
-
- ①テキストとDVDによる学習とグループでの話し合いやロールプレイで「子育てスキル」を獲得
 子どもの発達を促す 10のスキル
 問題行動を取り扱う 7のスキル
- ②自分に適したスキルを選んで実行
- ③実行を支える個別の電話相談
(実施状況の確認や改善策について相談)

京都府トリプルP受講後アンケート(抜粋)

- ・自分でなく、他の方達とDVDを見たり先生のお話を聞けたり問題を共有して取り組め、とても勉強になりました。(90点)
- ・自分ができないと報告しても、また頑張ってみるといいですよ、と寄り添ってくれた。自分の気持ちのプラスになった。(100点)
- ・自分の抱えていた問題は接し方だけでなく息子の特性や性格、また発達段階によるものが多かったと気づいた。気持ちが軽くなった。(85点)
- ・繰り返し振り返れる機会がもっとあると良いなと思う。電話セッションは個別のアドバイスをもらえたのでとても役立った。

トリプルP最終回 親の変化の抜粋

- ・「子どもに関わっている」と思っていたが、子の視点、タイミングで見てどうだったか、改めて見直せた。
- ・子育てってどうやっていくんだろうっていう色々な情報、まとめて教えてもらえた。今後も習ったこと、意識していきたい。
- ・「ママ来て」「見て」どうしても何かしながら、子どもの方を見ずにやっていることが多かった。手を止めて、子どもの方を見て、それだけで困った行動がずいぶん減った。
- ・子どもが年長のために素直にきいてくれず、条件を受け入れてくれなかつた。
ただ、皆さんの話を聞いて、子どもをないがしろにしていたと気づけた。子どもはだいたい許してくれるので胡坐をかいてた。1人の人間として尊重していきたい。

グループプログラムのメリット

回数が多い、日が決まっている、
集団・話をするのが苦手…いろいろハードルはあるかもしれないが…

- 問題に直面するための抵抗が低くなる。
- 一般化して考えられる。
- 洞察が早くに深まる。
- ひとりではない。抱えてもらえる。
- 安心して話ができる「居場所」ができる。

寄り添いカウンセリングについて①

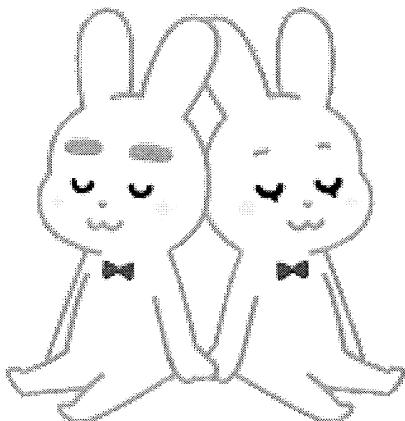
- 目的：個別のカウンセリングにより、セルフケアと問題解決力を回復することによって子どもへの虐待行動を終止する
- 内容：
 - 保護者に対するカウンセリング及び心理教育等
 - 保護者支援に関する関係機関の相談
- 対象者：児童虐待にいたっている保護者で、関係機関との相談関係構築に課題にある者
- カウンセラー：白山 真知子 臨床心理士
　　綱本 幸子 臨床心理士
　　姜 栄子 臨床心理士

寄り添いカウンセリングについて②

- 会場：京都府家庭支援総合センター
京都府田辺総合庁舎
宇治市役所
京都府綾部総合庁舎
- 時間・回数：1回90分 原則15回まで
- その他：保育ルームあり（事前予約）

寄り添いカウンセリングへの紹介の目的例

- 暴言や暴力ではない子どもへの関わり方を学ぶ
- これまでの父・母の子育ての振り返りをする
- 父・母の生育歴の整理をする
- トリプルPやマイツリープログラムにつなぐ
- 父・母のストレスの原因を整理する
- 父母間のコミュニケーションの調整をする



お父さん、お母さんの
気持ちや悩みを、
安心して話せる場、
相談できる場です。

親子の支援の1つとして、
寄り添い支援チームも
ご活用ください♪

家庭支援総合センター 寄り添い支援チーム
075-531-9650(直通)